

令和2年度 黒笹小学校いじめ防止基本方針【概要版】

令和2年4月

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの児童も被害者にも加害者にもなる可能性があります。全ての児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、本校の全ての教職員で取り組んでいきます。

育成テーマ
「いじめ」をしない・させない・見逃さない

2 いじめとは

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

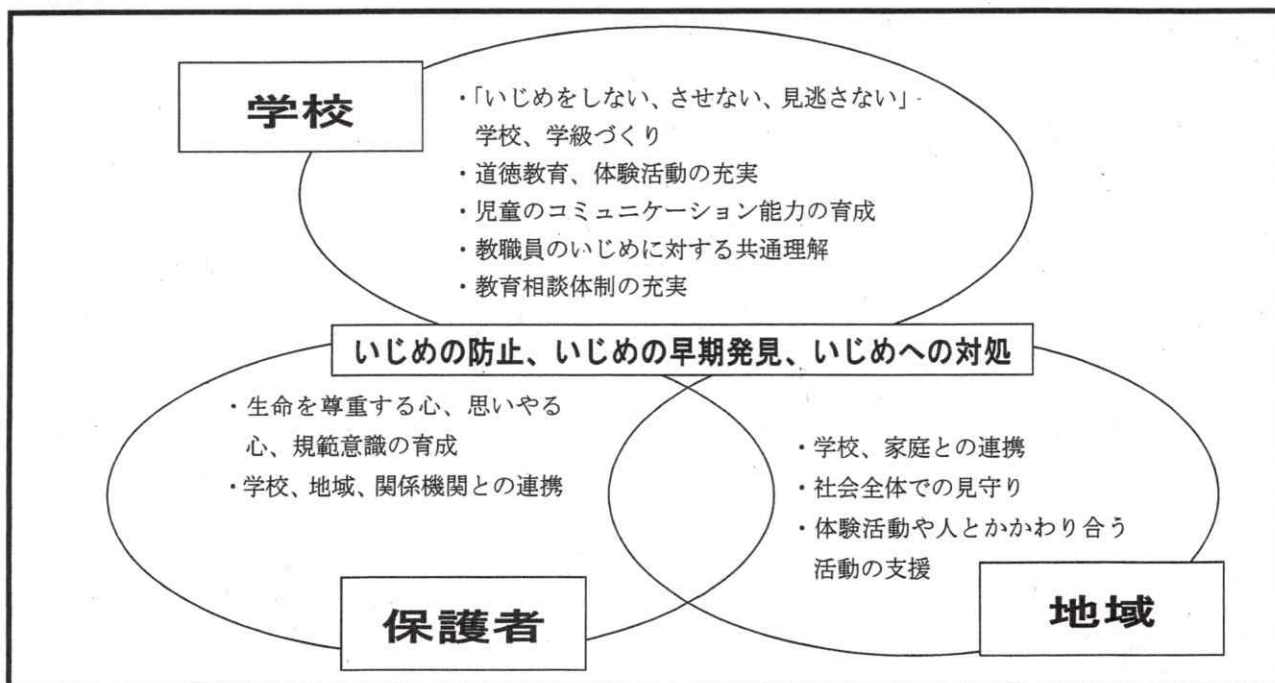
例えば、以下のような行為があてはまります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずし、集団による無視をされる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など。

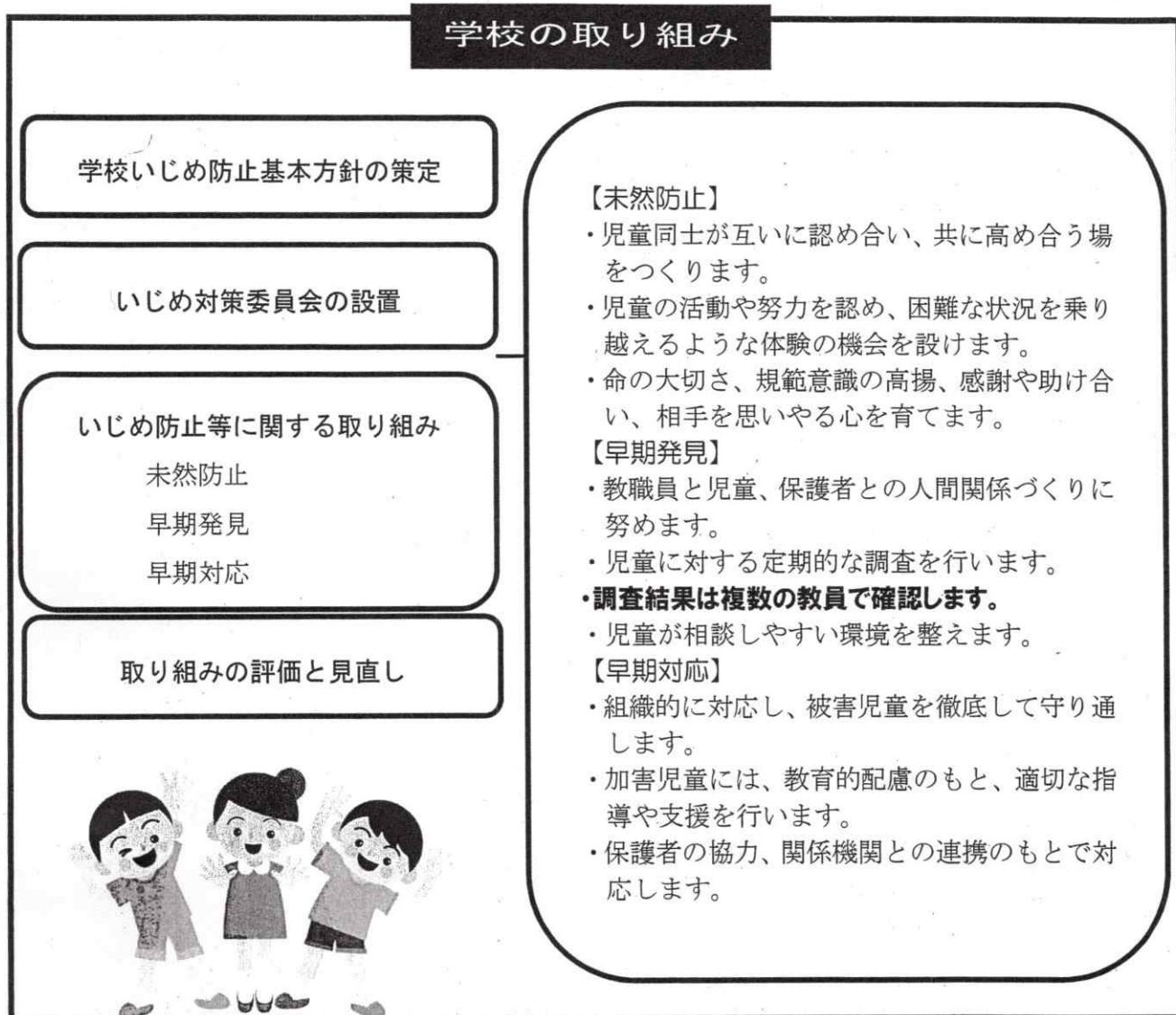
いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」を活用し、組織的に判断します。

3 いじめをおこさせないために

本校は、いじめ防止対策推進法に基づき、家庭や地域との連携を図り、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処します。



4 学校で取り組んでいること



5 重大事態への対処

「重大事態」とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が発生した、もしくは疑いがあると認めるときは、次のように対応します。

- ・速やかに教育委員会に事態が発生した旨を報告し、「重大事態対応フロー図」（「学校いじめ防止基本方針」に記載）に基づいて対応します。
- ・重大事態(2)に示される場合については、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、児童への聴取等に着手します。
- ・児童や保護者からいじめによる重大な事態が生じたという申し立てがあった場合は、その時点で、重大事態が発生したものとして教育委員会へ報告し、調査等に当たります。